

これから運転免許の自主返納をお考えの方 運転免許を自主返納又は失効された方

富士市では市内の公共交通機関で使える
免許証返納者用富士市内公共交通共通回数券(5,000円分)
の交付を行っています。

対象者

- 平成29年4月1日以降に
- ・ 運転免許を自主返納された方
 - ・ 運転免許を失効された方
(申請日において富士市内にお住まいの満65歳以上)



富士市内公共交通
共通回数券

申請 場所

- ・ 市役所3階 市民安全課 (即日交付)
または
- ・ 最寄りのまちづくりセンター (後日郵送)

申請に 必要な もの

- ・ 申請による運転免許の取消通知書
(取消通知書がない場合は「運転経歴証明書」でも可)
※別世帯の代理人が申請する場合は委任状が必要

申請による運転免許の取消通知書

【見本】

全部取消
一部取消の人もこの紙を持って
います。運転者には全部取消の
文字が入っています。

※運転免許を失効された方は、免許失効日が確認できるものが必要となります。

運転 免許 を 返 納 ・ 失 効 し た 年 度	H29	1回				
	H30	1回	2回			
	R1 (H31)	1回	2回	3回		
	R2	1回	2回	3回	4回	
	R3	1回	2回	3回	4回	5回
		R3 4.1~	R4 4.1~	R5 4.1~	R6 4.1~	R7 4.1~
		交付可能な回数と年度				

利用可能な公共交通機関

- ・ 市内コミュニティ交通
- ・ 路線バス (富士急・山梨交通)
- ・ 岳南電車
- ・ タクシー (市内のタクシー会社)

